

愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年9月30日(火) 午後3時00分~午後4時45分

場 所 桜華会館別館2階 富士桜

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員、水野委員、鈴木委員

(労働者代表委員) 寺田委員、西尾委員、小松委員

(使用者代表委員) 古閑委員、佐藤委員、竹内委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、
名倉課長補佐、水谷賃金指導官、白川賃金指導官、丹下賃金調査員

議題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会
の運営について

(3) 令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(4) その他

議事

○白川賃金指導官

それではただ今より、令和7年度愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、第1回の専門部会であるため、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行をさせていただきます。

以後、着座にて進めさせていただきます。

専門部会委員の皆様への辞令につきましては、机上のファイルにて配付させていただいております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1 から 13 及び労働者代表委員からの資料を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴者の希望及び報道機関の取材の希望がなかったことをご報告させていただきます。

続きまして、専門部会委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料 1 として、今年度ご審議いただく委員の皆様の名簿を配付しております。名簿は敬称を省略し、五十音順にて掲載させていただいております。

こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、紹介とさせていただきます。

公益代表委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、鈴木進也委員。

労働者代表委員、小松昌亀委員、寺田 昭委員、西尾清人委員。

使用者代表委員、古閑賢三委員、佐藤秀樹委員、竹内弘一委員。以上となります。

続きまして事務局として、労働基準部長高橋、賃金課長佐野、主席賃金指導官佐藤、賃金課長補佐名倉、賃金指導官水谷、賃金調査員丹下、そして私、賃金指導官の白川が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は、3名全員がご出席。労働者代表委員は、3名全員がご出席。使用者代表委員は、3名全員がご出席となっております。委員定数9名中全員がご出席されているため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

それでは、第1回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の開催にあたり、労働基準部長の高橋よりご挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めて労働基準部長の高橋でございます。

本日ご出席の委員の皆様方におかれましては、平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、まず感謝申し上げます。また、非常にご多忙の中、本専門部会の委員をお引き受けいただきましたことにつきましても、感謝申し上げます。

本日から、輸送用機械器具の特定最低賃金の改定をご議論していただくことになるわけでございますが、事務局としましても本専門部会が円滑に進みますよう、必要な対応をとってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。

議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から、公益委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することとなっております。

今回もこの方法でご承認いただけますでしょうか。

(委員全員承認)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、選出方法につきましてご承認をいただいたため、公益代表委員の互選結果をご報告いたします。

本専門部会につきましては、部会長に、長谷川ふき子委員、部会長代理に、水野有香委員が選出されたとのご報告を受けております。皆様ご承認いただけますでしょうか。

ご賛成の方は拍手でご承認をお願いいたします。

(拍手にて承認確認)

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

ご承認をいただいたため、部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

事務局は準備をお願いします。

(机上に名札を置く)

○白川賃金指導官

それでは、長谷川ふき子部会長よりご挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

部会長に選出されました長谷川ふき子でございます。皆さまどうぞよろしくお願ひいたします。これから皆さまで審議を進めていくことになりますが、それぞれのお立場から、いろいろな実状なり資料なりを拝見して、審議を熱心かつ合理的に進めていきたいと考えておりますので、何卒ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは着座にて進行させていただきます。

本日が第1回目の専門部会となります。専門部会は本日を含めて3回の審議が予定されております。また、予備日が4回目として設定されておりますが、可能な

限り 3 回での審議、かつ、できれば全会一致の結審を目指して丁寧な審議に努めてまいります。重ねてご協力の程よろしくお願ひいたします。

議題（2）「愛知地方最低賃金審議会愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

まず事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

では、事務局から説明いたします。着座にて失礼いたします。

専門部会の運営についてということですが、会議次第とともにお配りしています資料の 2 ページ、資料 2 をご覧ください。愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程（案）です。

愛知県特定最低賃金専門部会は常設の部会ではありませんので、運営規程についても部会設置の都度、ご確認いただくことになっています。

運営規程第 1 条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によると定めています。

第 2 条では、専門部会の委員数を定めています。

第 3 条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めたとき、又は 3 人以上の専門部会委員からの開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただし、今回の第 1 回目の会議につきましては、部会長が選任される前でしたので、愛知労働局長が招集することになります。

第 4 条第 1 項では、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるテレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができるとし、第 2 項では、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとしています。

第 5 条第 1 項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨定め、第 2 項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第 3 項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができるとなっています。

第 6 条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合については、部会長が会議を非公開にするとできるとされています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。

第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とするとができるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。

第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとされています。

第9条は専門部会の廃止に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第10条は専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づき部会長が定める旨規定しています。

第11条は規定の改廃は審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨定めています。

附則は施行期日に関する規程です。

運営規程（案）に係る説明は以上となります。

○長谷川部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました専門部会運営規程に関して、何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。

(特になし)

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。ご質問等が無ければ、資料2の本専門部会運営規程(案)についてご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(全委員の承認確認)

○長谷川部会長

労使双方の委員から、特にないということで、ご承認をいただきましたので、この（案）を取り、附則の施行日を令和7年9月30日といたしまして、この運営規程により今後運営していくこといたします。

次に、運営規程第5条3項では、「専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。」と規定しております。この意

見聴取の希望について、労働者代表委員は参考人からの意見聴取について、いかがでしょうか。

○寺田委員

予定はしていないです。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員は参考人からの意見聴取については、いかがでしょうか。

○古閑委員

使用者側も予定はしていません。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。労働者側、使用者側いずれも、現時点におきまして意見聴取のご希望はないということですので、審議の過程で、意見聴取を希望される場合には、申し出ていただきますようお願いいいたします。

続きまして、議題（3）「令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について」です。

まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○佐野賃金課長

では、資料について事務局から説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。資料3から説明いたします。

「令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」をご覧下さい。本年6月23日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。

表の一番左の列「産業分類」をご覧下さい。上から4段目の産業分類番号E31が本日の専門部会の業種である輸送用機械器具製造業となります。表を右の方へ見ていただきますと、の申出ケースの項目から受理事年月日の項目までの内容を記載しています。に「協約による最低額」の列がございますが、後ほど、詳細にご説明させていただきますけれども、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。輸送用機械器具製造業については時間額として1,160円と記載されています。今年度輸送用機械器具製造業における特定最賃をご審議いただくにあたっては、これが上限の金額ということになります。

なお、最低賃金法第 16 条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

次の 7 ページ、資料 4 「令和 7 年度特定最低賃金の審議の流れ」は審議の流れをフローチャートで示したものです。紙面中央に、「第 521 回 改正、新設の必要性の有無の答申（2 業種必要性有）」との囲みをご覧下さい。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問（2 業種）」と記載されており、右への矢印が「2 業種専門部会設置」に繋がっています。そこからさらに下向きに矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年 8 月 5 日の本審で 2 業種について、金額改正の諮問がされましたので、本日を含め、該当 2 業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。先ほどご覧いただいた資料 3 において、5 業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち 3 業種については特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論に至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました 2 業種のみということになります。

専門部会にて金額の調査審議の後、グレーの網掛けの左への矢印で、本年 10 月 15 日開催予定の第 524 回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をさせていただく予定となっています。答申後は、公示を行い、異議申出があれば、10 月 31 日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出されておりません。その後官報公示を行い、30 日経過後の 12 月 16 日に指定日発効を予定しています。

次に 11 ページ資料 5 は、輸送用機械器具製造業最低賃金適用早見表です。特定最低賃金の適用対象業種に対応する、日本標準産業分類を早見表にしています。

次の 12 ページ資料 6 は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 7 年度版です。この表は、平成 27 年度から本年度までの愛知県最低賃金と昨年度までの特定最低賃金 9 業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

次の 13 ページ資料 7 は、輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額）の推移です。上段の表は、平成 23 年からの輸送用機械器具製造業最低賃金の推移で、3 つのグラフは上から順に時間額の推移、中段が引上額の推移、一番下が引上率の推移となっています。

次の 14 ページ資料 8 は、令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は 14,738 人、事業所数は 1,210 事業所となっています。

次の 15 ページは、輸送用機械器具製造業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別での賃金分布を一覧表にしたものです。15 ページの表の中に、現在の輸送用機械器具製造業の最低賃金 1,081 円の欄の上に青い線を引いてありますが、線のすぐ上が特定最低賃金を下回る 1,080 円以下の労働者数です。2,228 人 (6.5) とご確認いただけますかと思われます。カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。

次の 22 ページ資料 9 は、輸送用機械器具製造業における未満率・影響率の推移です。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり 1,081 円未満の労働者数の割合は 6.5% と説明させていただきましたけれども、この数値が令和 7 年度における未満率ということになります。この表は昨年度までのものなので、7 年度はここには書かれていないですけれども、7 年度は 6.5% ということです。未満率・影響率については表及びグラフで経年変化を示させていただいている。影響率については、最低賃金を改定した場合にその改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和 7 年度はこれからご審議をいただくことになります。

続きまして 23 ページ資料 10 は輸送用機械器具製造業に係る特性値の推移です。表の下には時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値等を示しています。中位数、分位数については脚注を下に記載しておりますので、第 1・4 分位数は低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の賃金とか、そういう脚注をご覧いただければと思います。

次の 24 ページ資料 11 は、全国の輸送用機械器具製造業関係の最低賃金改定状況を一覧表にしたものです。発効日をご覧いただくと各局で異なっていますけれども、日付が古いものの中には、その後改正されずに地賃を下回っているものもあります。

次の 25 ページからの資料 12 は、愛知労働局職業安定課が 8 月 29 日付で発表した令和 7 年 7 月分の雇用情勢です。「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。

赤字で書いてあります有効求人倍率は、1.27 倍で、対前月ではマイナス 0.01 ポイントとなっています。昨年同時期との比較については、次のページの上段に 1 年間の推移が折れ線グラフとして掲載されています。有効求人倍率は、昨年 7 月が 1.26 倍ですので、今年 7 月はプラス 0.01 ポイントということになります。

また 25 ページに戻っていただくと、新規求人倍率は 2.37 倍で、対前月はプラス 0.02 ポイントとなっています。昨年との比較は次のページをめくっていただくとありますけれども、昨年 7 月の新規求人倍率は 2.37 倍でしたので、今年 7 月との比較では、同水準ということになります。

27 ページになりますが、全国の本年 7 月の有効求人倍率は 1.22 倍で、愛知は 0.05 ポイント全国を上回っています。また全国の新規求人倍率は 2.17 倍で、愛知は 0.2 ポイント全国を上回っています。

30 ページの表 4 に「新規求人の主要産業別状況」が掲載されています。輸送用機械器具製造業は紙面中央付近、製造業の一番下の欄に示されています。7 月については全数で前年同月比 0.5% 増の 1,273 人となっています。

次の 37 ページ資料 13 は、「最近の管内総合経済動向」です。これは中部経済産業局が発表したもので、中部経済産業局管内、これが愛知・岐阜・三重・石川・富山の 5 県ですが、本年 6 月までの経済動向をまとめたものです。

38 ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は、持ち直しているものの、生産面に足踏みがみられる。」とされています。

39 ページには「判断の推移」が表として掲載されており、左端の「主要業種の生産動向」の一番上段に輸送機械の記載がありますけれども、2025 年 1 月から 3 月は「緩やかに持ち直している」、4 月から 6 月までは「緩やかな持ち直しに足踏みがみられる」とされています。

43 ページには(1)として 2020 年を 100 とする輸送機械の生産指数の推移を示すグラフが掲載されています。

最後に、地域別最低賃金と特定最低賃金の関係について、少し詳しく説明いたします。

労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎として、これを上回る決定はできないこととされています。その理由ですが、協約額を超えて法定最低賃金を決定することは、関係労使が合意した協約を無効してしまうからです。

特定最低賃金のうち、特に労働協約ケースについては、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」について設定されるものであるため、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。この場合、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となります。仮に、この額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協定の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えるべきです。

以上のことから、本年度の輸送用機械器具製造業最低賃金額の上限は、資料3「令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」から、労働協約による最低額である「1,160円」までとなります。

そして、先ほどもご説明させていただきましたが、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされ、愛知県最低賃金額1,140円を上回らなければなりません。従って、労働協約による最低額と地域別最低賃金額の関係から、1,140円を超え、かつ、1,160円以下でなければならないこととなります。

事務局からの資料の説明は以上となります。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、何かご質問等はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○寺田委員

ご説明ありがとうございます。一点確認をさせていただきたいです。

先ほど1番最後に言った今回の輸送用の上限は、1,160円以下ということであると、1,160円はOKという認識でいいですか。

○佐野賃金課長

はい、1,160円までOKです。

○寺田委員

そういうことですね。下は1,140円からということでしょうか。

○佐野賃金課長

1,140円を超えるので、1,141円からです。

○寺田委員

1,141円からということですね。はい、ありがとうございます。

○長谷川部会長

はい、審議検討の金額の範囲です。

○佐藤委員

はい（拳手）

○長谷川部会長

はい質問、どうぞ。

○佐藤委員

すいません一つ、資料の 6 の見出しの 12 ページがありますが、網掛けの部分が地賃に埋没ということですね。これは、輸送用機械と鉄鋼業だけが地賃を上回らなければいけないということなのですか。

○佐野賃金課長

改正決定必要性ありとなったので、これから改正金額の審議を行うのですけれども、その場合は地賃 1,140 円を上回ったところの決定をするということです。すでに埋没している業種は、地域別最低賃金の方が上回っていて、それ以降改正されていないので、特定最低賃金としては地賃以下のところで止まっているということです。したがって、輸送用機械と鉄鋼業だけが今年度改正された 1,140 円を上回るところで審議をし、決定をしていただくということになります。

○佐藤委員

今後ともずっとそうしないといけないということなんですか。

○高橋労働基準部長

今回は専門部会ですけれども、その前に検討小委員会というのがあります、そこで金額の改定をする必要性があるかどうかというのをまず審議いたします。それに基づいて、金額の改定の審議の必要性がありとなった業種に関しては、今回のような専門部会を立ち上げて審議していくということですので、そこは 1 回、まず検討小委員会でフィルターが入るということになります。繰り返しの説明ですけれど、金額を改定するにあたりましては、特定最低賃金は地賃を上回る必要性があるということですので 1,141 円以上、アッパーは労働協約の下限額ということになりますので、今回は 1,160 円までとなり、ここのところが、金額の決定の範囲内なのかと考えているということです。

○佐藤委員

はい。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。

○佐藤委員

はい、わかりました。

○長谷川部会長

他にご質問等、ございますか。

○古閑委員

ちょっと自分もすみません、4ページ目のところで、申出のところなんですが、提出年月日は6月23日ですが、更新はされないですよね。ここでもうロックされてしまうということなんですね。

○佐野賃金課長

はい、6月23日以降は更新されず、ここで改正の必要性についての申出があつたことに基づいて、前の検討小委員会等で審議しています。

○古閑委員

そうなると、この58の事業場がありますけれども、そのうち20くらいが金額とかが出てないんですけれども、ここは決定されていないので、そこは除くということでしょうか。

○佐野賃金課長

はい、6ページのところ、そうですね1,160円のところが労働協約の最低額になります。それ以下の所は空欄ですけれども、この表をもって1,160円というラインを上限としており、これ以降の更新はありません。

○古閑委員

はい。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。他に事務局の説明、それから資料について何か質問があれば。

(特になし)

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の調査審議に向けまして、労使それぞれの基本的なお考えをまずお伺いしたいと思います。

最初に労働者代表委員、いかがでしょうか。

○寺田委員

労働者代表の寺田です。よろしくお願ひいたします。

少しお時間をいただきまして、本日資料を入れさせていただきまして、当日になってしまい申し訳ありません。そちらに基づいてご説明させていただきます。

基本的に取り巻く情勢というところの共通認識が持てればということで、資料を入れさせていただいております。

まず、一枚はねていただきて、右上にある 2 ページ目のところになります。自動車産業の立ち位置ということで入れさせていただいている。皆さまご存知のとおり、経済活動別国内総生産 (GDP) につきましては、全産業のうち製造業は 20.6% を占めており、その中で輸送用機器は製造業の 14.3% を占める状況であります。あと、製品の出荷額等および付加価値額においては、輸送用機器製造がトップの実績であるということです。中でも、製品の出荷額では愛知県が構成比 40.3% を占めており全国 1 位という状況であるということであります。自動車産業の今後と課題につきましては、皆さまご存知のとおり、CASE・MaaS に加えてカーボンニュートラル等の対応が求められている中、企業の競争力強化に向けて、これまで以上に生産性向上や製品の付加価値向上が求められているということであります。これらを生み出すのはやはり人であって、裾野の広い自動車産業全体で優秀な人材を確保して、産業の更なる発展を目指す必要があると考えております。けれども、皆さんもご存知かと思いますけれども、近年、金属産業全体はなかなか就職先として選ばれない傾向へ変化してきておりまして、大きな自動車産業といえども、人材確保が困難な状況にあるかと思っています。輸送用機器製造業は、日本経済を牽引してきており、また、高い付加価値を生み出していることから賃金においてもしっかりと優位性が示されるべきだと考えております。

続いて次のページ、愛知県の転出入の状況です。昨年もこれを入れさせていただいた資料ですけれども、2023 年に愛知県がまとめた資料になっております。本県における人の転出入をまとめたグラフになっておりまして、下に書いてあるとおり、グラフの赤いところがメインとなるんですけども、東京圏ですね、東京都、埼玉、千葉、神奈川への転出超過が、男性も女性も 20 ~ 29 歳で顕著に表れている状況であります。ここには記載がありませんけれども、18 ~ 20 歳代の移住に

関する意向としては、「就職・転職」が第1位でありまして、第2位が「自身の結婚」ということで、就職・転職を機に人が動いていくというところであります。

次のページで、4ページになります。まず、愛知県内のアルバイト・パートの時給の調査になります。ご覧のとおり、いろいろな業界、職種、分類があるかと思いますが、いずれの産業も一番左の平均時給のところを見ていただくと、平均でみれば今の地域別最低賃金を上回る時給額がお支払いされているという状況でありますので、これらに勝らないといけないと考えております。

続いて5ページです。自動車産業の付加価値生産性と所定内賃金につきまして、生産性と賃金の推移ですけれども、ご覧のとおり黄色の棒グラフが付加価値指数なんですが、自動車産業は高い付加価値の割には、それに相応しい賃金水準がなかなか支払われていないという状況でありますので、そういう状況であると見て取れるかと思います。その認識でいます。

続いて6ページになります。春闘の交渉結果です。こちらは春闘に合わせて企業内最低賃金も自動車総連の中、全体で締結を進めておりまして、7月末の時点で全体の8割の単組において企業内最低賃金を締結しており、その締結金額は前年を上回る184,223円ということで、時給換算すると1,157円相当ということになります。自動車総連の加盟組合企業労使が、高い労働の質を踏まえて締結している水準だということです。締結できない企業においても、サプライチェーンの一躍を担うところでありますので、しっかりとこの水準に引上げていく必要があると考えております。

続いて7ページです。先ほどの資料を入れていただいていた、労働者の賃金の分布をグラフにしています。先ほどの総括表のところの100人未満の事業所で働く労働者が載っていたかと思います。そこを改めてグラフでまとめさせていただくと、昨年までの地賃の額、今年の地賃の上がったところの額とあります。先ほどありました、我々協約が出した最低額の方が1,160円のところで線を引いてみると、以上であるところが80%。80%以上が1,160円以上で雇用されている状況が見て取れるかと思います。この辺もしっかりと加味して考えていきたいと思っています。

続きまして8ページです。愛知県内の中小企業の景況調査の結果となっています。赤線が引いてあるところが輸送用機器に関連する中小企業の状況であります。各D.I.で前期実績を下回っているものの、来期のところを見ていただくと、業況判断および売上は改善の見通しであるとなっています。こういった状況であると認識しています。

最後に価格転嫁の状況、9ページです。これは中小企業庁が出している価格転嫁全体のフォローアップ調査結果になります。ご覧のとおり、価格転嫁のコスト全体、右側に数字がありますとおり、転嫁率が52.4%となっています。前回の9月

から 3 ポイント弱上がっているということもありますので、価格転嫁の裾野は更に広がりつつあるかと見ているところです。

最後のページが価格転嫁の業種別のランキングです。自動車業界は 7 位というところにありますけれども、原材料費、エネルギー費、労務費それぞれにおいて、転嫁率が昨年より向上していると見て取れます。ここで改めて、価格転嫁も徐々ではありますけれども進んでいるという状況でありますので、そういった認識でいまして、これを基に審議会と金額を考えていきたいと思っていますし、上限というところも見ながら、1,160 円を目指しながらやっていきたいという考えです。以上です。

○長谷川部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員、基本的なお考え、いかがでしょうか。

○古閑委員

はい、使用者側の古閑でございます。

私の方からは、中小企業を取り巻く環境ですけれども、まず皆さまご承知のとおり、原油、原材料の高騰とか深刻な人材の不足、また、価格転嫁の問題といろいろと課題が山積しております。特に原材料、労務費こちらの方がコストの上昇に伴って、なかなか価格転嫁も追いついていないような状況であります。それに伴って、収益も確保するのが難しい状況であります。また、近年最低賃金が毎年過去最高を更新しておりますので、こういったことで原資の確保は難しい状況でもあります。こうした中で、この特定最低賃金ですけれども、先ほどのとおり、産業の魅力の向上であったり、人材の確保、定着いろいろあります手段として活用していただくという意向は十分承知はしているんですけども、この特定最低賃金の急激な引上げ、これは中小企業においては、なかなか経営に大きな影響を与えるので、我々としては慎重に議論をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○長谷川部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方の委員から基本的なお考えをお伺いいたしました。労働者側から使用者側へ、あるいは使用者側から労働者側へ、この基本的なお考えに対してご質問、ご意見等が現時点であればお願ひいたします。双方いかがでしょうか。

○寺田委員

よろしいでしょうか。

○長谷川部会長

はい。

○寺田委員

古閑委員、ありがとうございます。

価格転嫁の状況で、なかなか我々も情報を取るのが難しいというのがありますて、全国的なこの中小企業庁の情報が出てくるところがありますけれども、例えば愛知県内の中小企業の皆さんの価格転嫁のデータとか取られているもののはありますか。単純な無知な質問になっているかもしれませんけれども。

○長谷川部会長

いかがでしょうか。

○古閑委員

はい、ご質問ありがとうございます。

我々は毎年7月に労働需要実態調査という調査をしております。その中に価格転嫁に関する調査もしております。ただですね、輸送用機械器具のところは、本当に分母が少なくてですね、全体的なものでいければ全体はわかるんですけども、その中から一部、輸送用機械だけを抽出して、昨年もやったんですけども、かなり件数が少ないものですから、それをもってこうですよと、なかなかそれを示していいかどうか、判断に迷うところなんですけれども、そういう資料であればご提供はできます。

○寺田委員

ぜひ。

○長谷川部会長

そうしましたら、提出してよいかどうかも含めてご検討をいただいて提出していただくという、そういう理解でよろしいですか。

○古閑委員

はい、結構です。

ただ、まだ報告書としてはまとまっていないものですから、速報値的にデータが来ているものがありますから、そういうものを皆さんの方へご提供できたら

と思います。その中で、原材料であったりとか労務費であったりとか利益率、そういうところをどれくらいの転嫁ができているかという率を示したもののが出てきますので、そういうものをご提供したいと思いますのでお願いします。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。

○寺田委員

はい、ありがとうございます。

○長谷川部会長

その内容とか提出の方法等につきましては、使用者側で考えていただいてご提出いただくということでお願いしたいと思います。

他、よろしいでしょうか。使用者側から労働者側へのご質問とか、ございますか。

(特になし)

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

労使双方の委員からお考えを伺いましたが、各側の主張やご意見等を踏まえて、各側個別で委員内の意見を調整等していただいて、その意見を具体的にまとめていただきたいと思います。従いまして本専門部会につきましては、一旦休会ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(労使委員に確認)

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。それでは、本専門部会を一旦休会といたします。

(一旦休会)

(審議再開)

○長谷川部会長

それでは専門部会を再開いたします。

労使双方から、ただ今の打合せ内容を踏まえて、金額など改めて主張する点それから問題点などご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願ひします。

○寺田委員

はい、寺田の方から述べさせていただきます。

労働者側で打合せをしました内容ですけれども、我々が目指しているところは、金額的にいきますと協定額の最低額、上限になります1,160円を目指していきたいところではありますけれども、価格転嫁の状況だとか、あと未満率の状況も垣間見ながら検討していきたいと思っております。以上となります。

○長谷川部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員お願ひいたします。

○古閑委員

古閑の方から説明をさせていただきます。

使用者側の方も原材料費とか人件費とかいろいろなコストがかかっていますので、プラス皆さんに出すというか収益を考えるとなかなか厳しい面がありますので、引き続きよく検討をしてまた次回、金額についてお話させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○長谷川部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

双方お考えをお伺いしましたけれども、お考えに隔たりがあり、更なる検討を重ねていきたいとお伺いをいたしました。更に審議を重ねたいと思いますので、継続審議とさせていただきたいと思います。労使双方それでよろしいでしょうか。

(労使双方承認)

○長谷川部会長

ありがとうございます。

では、専門部会は次回へ継続審議といたします。

次回、労使双方のご協力を賜りながら円滑な審議がなされますようにご協力、お願ひいたします。

それから、次回以降の資料の提出、あるいは参考人からの意見聴取のご希望がある場合は、事務局までできるだけ早くお伝えをいただきますようにお願ひいたします。

それでは、議題(4)「その他」ですけれども、労使各側から何かありますでしょうか。

(特になし)

○長谷川部会長

よろしいですか。事務局から何か、連絡等はありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。

次回の第2回専門部会の日程ですが、第2回は10月3日(金)午後1時30分から開催を予定しております。場所はこの同じ会館ですが部屋が違いまして、2階梅の間となりますので、よろしくお願いします。

また、資料等、追加がございましたら、皆さまの方へお送りしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○長谷川部会長

はい。事務局からのご連絡については、特に質問はございませんか。

(特になし)

○長谷川部会長

はい。それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、専門部会は閉会といたします。本日は、長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。